

令和 3 年度包括外部監査の結果に係る措置状況について

令和 4 年 3 月 11 日付け神奈川県公報号外第 9 号で公表している令和 3 年度包括外部監査の結果について、神奈川県教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたとして、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定による通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 7 日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について

令和 3 年度包括外部監査結果報告書（令和 4 年 3 月 11 日（神奈川県公報号外第 9 号）神奈川県監査委員公表第 7 号で公表。）記載の「指摘事項」66 項目及び「意見的指摘事項」47 項目のうち、教育委員会所管の「指摘事項」4 項目及び「意見的指摘事項」10 項目について、令和 4 年 10 月 14 日付けで、次のとおり講じた措置の通知があった。

1 令和 3 年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>50 遅延損害金を調定・徴収すべきである（高等学校奨学金資金）</p> <p>本件債権について、債権所管課は、神奈川県奨学金貸付条例第 10 条の規定が損害賠償請求を行うか否かにつき債権者に裁量を認める趣旨のものであるとの理解（「延滞利息を徴収することが『できる』』という文言）を前提に、遅延損害金の請求を不要と整理している。また、その判断の背景には、奨学金を借りる家庭は生活困窮者が多いという政策的な配慮があることがうかがわれる。</p> <p>しかし、上記条例の規定は、単に債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生要件を定めたものと解するのが一般的な理解であるし（したがって、本件債権については、上記条例第 10 条が設けられている以上は、本来の履行期限後は、損害賠償請求権（遅延損害金債権（年 14.5%））が客観的に発生することとなると解される。）、むしろ、地方公共団体の有する債権については、最高裁平成 16 年 4 月 23 日判決の趣旨を踏まえれば、債権所管課における上記の条例第 10 条の理解には疑問がある。</p> <p>さらに、実質的に検討しても、例えば遅延損害金の額が極めて少額で徴収停止の要件（地方自治</p>	<p>奨学金を借りる家庭は生活困窮者が多く、奨学金自体の返還が分割でなければならない者が多い現状を踏まえ、条例上は遅延損害金を徴収することができるとなっているが、遅延損害金を徴収することは、さらなる深刻な生活困窮になる恐れがあることから遅延損害金を徴収することは困難と考え徴収することは行っておりませんでした。今後は他自治体の状況や遅延損害金を徴収することの影響等を踏まえながら検討をしていきます。</p>	<p>教育局財務課</p>

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>法施行令第 171 条の 5 第 3 号) を満たしているような場合等はおくとしても、本件債権に係る遅延損害金一般につきすべからず請求対象から除外するとの現状の取扱いを容認し得るような合理的理由は特段見当たらないし、かかる取扱いは、かえって、履行期限を遵守して本件債権を納付した債務者とこれを徒過した債務者との間の公平、ひいては本件債権の債務者と他の債権の債務者との間の公平を害するということができる。</p> <p>したがって、本件債権に係る遅延損害金について調定・徴収を行っていない現状の取扱いを正当化することは困難と言わざるを得ず、この点は速やかに是正すべきである。</p> <p>(令和 3 年度包括外部監査結果報告書 P182)</p>		所管室課
<p>51 時効管理について（高等学校授業料債権）</p> <p>高校授業料の未収金債権については、管理が現場の高校事務室担当者に委ねられており、授業料徴収整理表による手書きの債権管理となっている。</p> <p>そのため、債権管理の手法自体が、属人性が高くならざるを得ず、多忙を理由に請求を怠るなどしてしまい、漫然と消滅時効期間を経過してしまうことがある。</p> <p>この点、最高裁平成 16 年 4 月 23 日判決によれば、地方公共団体の長に債権の行使又は不行使についての裁量はないとされているものであり、一般論としては、地方公共団体が保有債権を消滅時効にかけてしまうこと自体が地方公共団体の債権管理事務において不十分であったことを意味すると言わざるを得ない。</p> <p>監査人が実査した永谷高校においては、既に卒業又は退学した者であって、連絡が取れなくなった債務者に対して、長期にわたり連絡を怠っていた事実も認められることから、監査人としてはこのような事案が他の学校においても一定数存在していると考えられる。</p> <p>したがって、このような事案については、債権管理事務において不十分であったと言わざるを得ない。</p> <p>(令和 3 年度包括外部監査結果報告書 P193)</p>	<p>各学校から財務課に未収金授業料調査表を令和 4 年 1 月に提出させ、債権管理状況を共有し、指導管理を行うこととした。</p> <p>また、令和 6 年 2 月に、授業料徴収システムのシステム構築を計画しており、新たな機能として、未納者への督促状況や時効管理など債権管理の機能を追加する。</p>	教育局財務課
<p>52 消滅時効期間を徒過した債権の速やかな不納欠損処理（高等学校授業料債権）</p> <p>監査人が実査した永谷高校においては、平成 25 年度以前、平成 26 年度、平成 27 年度の本件債権について、管理を継続している事例が存在した。</p> <p>しかし、本件債権を公債権として整理する以上、これらは既に消滅時効期間が経過した結果消滅していると考えられることから、早急に不納欠損処理を行うべきである。本件債権を公債権として整</p>	<p>各学校の時効期間が経過した債権について、下記のとおり不納欠損処理を実施した。</p> <p>【不納欠損処理状況】 令和 2 年度不納欠損処理 (令和 3 年 3 月 31 日) 76 件 3,995,635 円</p>	教育局財務課

監査の結果（指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>理するのであれば、仮に消滅した債権について弁済を受けた場合は、むしろ県が不当利得の返還義務を負うことになる。</p> <p>県立高校の授業料請求事務は、各高校の事務室の担当者によって多数の債権管理を行わざるを得ない以上、限られた人的・資金的リソースを時効消滅した債権に充てることは望ましくなく、回収可能性のある未収金の回収に人的資金的リソースを充てることが望ましい。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P193）</p>	<p>令和3年度 〃 （令和4年3月31日） 147件 10,751,464円</p> <p>引き続き、限られた人員体制の中で、効率的な債権回収に努め、不納欠損の案件が発生した場合には速やかに対応する。</p>	所管室課
<p>53 徴収不能引当金について（高等学校授業料債権）</p> <p>県は、長期未収授業料に関しては、徴収不能引当金を計上していない。長期の未収授業料債権については、消滅時効期間の経過とともに、不納欠損処理をすることで対応しているようである。</p> <p>しかし、県民への説明責任という観点からも、回収見込みの低い債権については、債務者の資力、債務者との交渉経緯、今後の処理方針などを総合的に勘案し、徴収不能の恐れがあると十分に判断することができるものについては、適切な金額の徴収不能引当金を計上することが望ましい。</p> <p>県の地方公会計マニュアル（貸借対照表計上編）7頁に記載の2つの例示場面（「多額の収入未済額があり、例年欠損処分を行っている」及び「時効等により翌年度に欠損処分を予定している」）は、あくまでも例示に過ぎず、これが徴収不能引当金の不計上を説明する理由にはなり得ない。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P194）</p>	<p>全庁的な動きとして、徴収不能引当金を計上する方向で整理が進んでおり、令和3年度決算財務書類に計上する。</p>	教育局財務課

（注）「監査の結果（指摘事項の概要）」欄について、指摘事項の概要は、神奈川県教育委員会教育長からの通知の通りに記載している。

2 令和3年度包括外部監査の結果（意見的指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>31 徴収不能引当金の算定方法について（高等学校奨学金資金）</p> <p>貸付金、未収金及び長期延滞債権に係る徴収不能引当金の算定にあたって、返済免除額のみを実績の対象としているが、徴収不能引当金は将来的に回収が困難な金額を見積もるものであることに鑑みると、返済免除額のみではなく実質的に回収できない金額も併せて実績の対象とすべきである。また、少なくとも資力がなく、返済免除の可能性も乏しいものについては個別に回収可能性を勘案し、徴収不能引当金を計上することが望ましい。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P183）</p>	<p>全庁的な動きとして、徴収不能引当金を計上する方向で整理が進んでおり、令和3年度決算財務書類に計上する。</p>	教育局財務課

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>32 法的回収手続と人員不足（高等学校奨学金資金）</p> <p>(1) 令和2年度は計101件の債務者に対して支払督促を申し立てているが、滞納者数が3,000～4,000名程度いることからすれば、予算や人員の関係もあるが、少しでも申立件数を多くする工夫を行うことが望ましい。</p> <p>(2) また、支払督促が利用されている主な理由は、神奈川県債権管理条例第5条第3項が「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定しているからであると思われる。たしかに、本件債権のような奨学金については、連帯保証人も複数いることから、支払督促により法的手続がなされたことを伝えることで支払いの連絡が来ることは他の債権と比べて多く、一定の効果を有するようである。</p> <p>もっとも、訴訟を提起する方が有効な場合もある。具体的には、訴訟提起後に債務者から分割払いの申出があった場合、履行延期の特約の手続をとる場合と同様に、債務者の生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取したうえで、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解（民事訴訟法第267条）や和解に代わる決定（民事訴訟法第275条の2）によって債務名義を取得する方法により、分割払いに応じることでより実効的な回収に結びつくケースもあるといえるので、訴訟を提起することも今後は検討すべきである。</p> <p>(3) 令和2年度の101件の支払督促のうち8件は、送達不奏功により申し立てを取り下げている。これは、支払督促においては公示送達によることができない（民事訴訟法第382条但書）ことによるものと思われる。</p> <p>これに対し、訴訟手続においては公示送達によることができ（民事訴訟法第110条～第113条）、債務者の所在が不明であっても債務名義を取得することが可能である。</p> <p>(4) したがって、本件債権については、画一的かつ大量の処理の必要性の観点から、支払督促をベースにすること自体はよいとしても、訴訟提起をしたうえで裁判上の和解又は和解に代わる決定により分割払いに応じることも手段の1つとして検討すべきである。</p> <p>もっとも、県としては、訴訟を行う場合、期日の出頭等の時間を確保することは困難であり人員不足であるとのことである（そのような事情があることに鑑み、意見的指摘事項とした。）。 そうであるならば、担当課の人員を拡充し、専門の職員の補充をすること、若しくは2回目のサービサーを利用すること等を検討することが望ま</p>	<p>(1) 支払督促等の対象者の選定にあたって、最終的には、滞納者の個々の状況を確認する必要があるため、システムデータの目視によって抽出しているため、現行の体制では支払督促の申立件数の対象者を現状以上に増やすことは難しい。</p> <p>しかしながら、令和6年度以降奨学金システムの改修を検討しており、時効管理のアラート機能を奨学金システムに搭載させることで、支払督促対象者の抽出作業の事務負担の一部軽減を図る中で、支払督促の件数を増やすなど効率的な債権回収に努めることとしたい。</p> <p>(2) 訴訟手続きについては、多数の未収債権があることから多大な事務負担がかかるため、まずは支払督促の件数を増やし、返還を促すことに注力していく。</p> <p>(3) (2)に同じ</p> <p>(4) 支払督促に代わって訴訟を提起するには、現状の体制では困難であることから、限られた人員体制の中で、効率的な運用に努めることとし、また、サービサーの利用については、2回目以降の委託を行うこととする。</p> <p>(5) 生活困窮者に対し強制執行を行うことで、より深刻な生活困窮になる恐れがあるため、案件ごとに慎重に検討していく。</p>	<p>所管室課 教育局財務課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>しい。</p> <p>(5) なお、県は、債務名義を取得後、それでも回収ができない場合には、強制執行はしないとのことであり、その理由は生活困窮者がほとんどであるからとのことであるが、連帯保証人は仕事をしている可能性があり、他の債権に比べて回収率が低いとは必ずしも言い切れないため、この理由のみをもって強制執行を一切しないというのは、県民への説明としては不十分であろう。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P183)</p>		
<p>33 支払督促申立後の対応について（高等学校奨学金資金）</p> <p>県によれば、支払督促を申し立てた後に、債務者から分割払いの申出があった場合、いずれも納付誓約書の提出を条件に申立てを取り下げている。</p> <p>しかし、これではその後納付誓約に基づいた支払がなされない場合は、あらためて法的措置をもって履行の請求をしなければならないことになるが、これでは当初の支払督促申立にかかる費用と労力が無駄になってしまうことは明らかである。</p> <p>したがって、支払督促申立後に債務者から督促異議があり、かつ、分割払いの申出がなされた場合は訴訟手続に移行させるとともに、裁判上の和解又は和解に代わる決定により債務名義を得る方法等で分割払いに応じるべきである。</p> <p>訴訟手続に移行する場合の人員不足の問題については、上記と同様に、債権所管課の人員の拡充を検討することが望ましい。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P184)</p>	<p>支払督促による手続によっても一定の効果があるため、まずは支払督促の件数を増やすなど、効率的な債権回収に努める。</p> <p>また、支払督促の申立後、債務者から異議申立があった場合は、分納誓約書を提出させるとともに資産状況等を綿密に聴取したうえで、滞納者自ら督促異議申立を取り下げさせることとする。</p>	教育局財務課
<p>34 分割払いに応じる場合の対応（高等学校奨学金資金）</p> <p>(1) 債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）の要件（同条第1項第1号ないし第5号のいずれか）を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同特約の手続をとることにより分割払いに応じるべきである。</p> <p>(2) しかるに、本件債権については、分割払額を記載した納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じているとのことであるが、履行延期の特約の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされていない。</p> <p>(3) 納付誓約書を提出させることにより分割払いに応じる方法が直ちに違法であるとまではいえない。しかしながら、当該方法には法的な根拠がな</p>	<p>(1) (2) (3) 履行延期の特約の検討にあたっては、現に滞納している債務者（債務者、連帯保証人2名の合計3名分）の財産状況の把握が必要となるが、納付誓約書の提出状況から、当該債務者の生活状況や財産状況の詳細を把握するにあたって、債務者の協力を得ることは困難である。</p> <p>債務者の協力が得られる場合は履行延期の処分を行うが、履行延期の手続きを求めることで分割納付の連絡すること自体をためらい、債権回収が進まなくなることも想定される。</p> <p>現行の納付誓約書の手続きにより債権回収が行われている現状があることから、今後も効率</p>	教育局財務課

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>いこと、事実上履行期限を延期する結果になる一方でその後も遅延損害金が発生し続ける点において履行延期の特約に比して債務者側の不利益が大きいこと、期限の利益喪失による全額一括請求が可能であるか不明確であること、などの不都合があることから、分割払いに応じる場合は原則として履行延期の特約の方法によるべきであり、納付誓約書による分割払いは、履行延期の特約の方法によることができない特段の事情がある場合に限り許容されるというべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P184）</p>	<p>的、効果的な方法により債権管理を行っていく。</p>	<p>所管室課</p>
<p>35 時効管理について（高等学校奨学金資金）</p> <p>（1）本件債権については、債権数が膨大であるにもかかわらず、管理システムが消滅時効のアラート機能を搭載していないため、職員の目視による管理となっている。アラート機能については搭載を検討中とのことであるが、早急に備えることが望ましい。</p> <p>（2）また、①債務者から時効を援用する旨の申出があった場合は時効援用書を提出させており、②時効援用書の提出がない限りは時効の援用があったとの取扱いをしていないところ、上記①の取扱いは適切であるが、上記②の取扱いは妥当でない。</p> <p>時効の援用は要式行為ではなく、必ずしも書面による必要はないのであるから、口頭で時効援用があり、その後時効援用書が提出されない場合であっても有効な時効援用があったものとして取り扱うべきである。なお、その場合は、時効を援用したものの氏名、住所、時効を援用する旨の発言があった日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言の具体的な内容等をできるだけ詳細に交渉履歴等に記録しておくべきである。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P185）</p>	<p>（1）現行の奨学金システムが導入からかなりの年数が経過しており、令和6年度以降に改修を検討する中で、消滅時効のアラート機能の搭載等の機能強化を検討する。</p> <p>（2）今後は、口頭での時効援用についても、時効を援用する旨の発言があった場合、氏名、住所、日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言を詳細に交渉履歴等に記録した上で、書面での援用と同様に扱うこととする。</p>	<p>教育局財務課</p>
<p>36 本件債権の法的性質（高等学校授業料債権）</p> <p>県は、本件債権については、非強制徴収公債権として整理をしている。</p> <p>確かに、福岡地方裁判所平成11年9月2日判決（判例時報1729号80頁）は、「県立高校における生徒の在学関係は、私立高校におけるように契約によって生じるものではなく、行政処分（入学許可）により生じる公法上の法律関係であると解される」とすることから、これに従い公債権として位置づけることは可能であると解する。</p> <p>しかし、上記はあくまでも地方裁判所の裁判例に過ぎず、最高裁判所がこれと異なる判断をする可能性は否定できない。特に、最高裁平成17年11月21日判決が「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異は</p>	<p>授業料については、昭和23年8月に自治省において「地方公共団体の造営物の使用料の一部」という判断が示されており、現時点で最高裁において私債権として判断する旨の判決が示されていないので、引き続き公債権として扱っていく。</p> <p>なお、最高裁の判決が出た場合は、内容を精査の上、対応を検討していくこととしたい。</p> <p>また、未収金の徴収は速やかに手続きを取る必要があるが、粘り強く相手方に催促するなど、交渉には時間を要し、私債権と</p>	<p>教育局財務課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>なく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法第236条第1項所定の5年ではなく、民法第170条第1号により3年と解すべきである。」（判例時報1953号194頁）と述べていることに鑑みると、今後、裁判において、私立高校と公立高校において行われる授業に本質的な差異がなく、授業料にかかる法律関係が本質的に私法関係であるとして、本件債権が私債権として判断される可能性は相当程度ある。</p> <p>仮に、本件債権が、私債権であるという判断をされれば、発生原因である入学が令和2年4月1日より前に発生した生徒にかかる授業料債権については、旧民法第173条第3号「学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権」であるとして、消滅時効期間が2年と整理することを余儀なくされる。</p> <p>以上を踏まえれば、県としては、令和2年4月1日より前に入学した者にかかる授業料債権については、非強制徴収公債権として整理をし続けるとしても、債務者と争いになった際に訴訟の中で、裁判所から私債権であると判断され、消滅時効期間を2年と判断される可能性に備えて、2年以内に時効の中断、完成猶予又は更新のための措置として支払督促の申立などの法的手続をとっておくことが望ましい。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P194）</p>	<p>しての判断を見据えて2年以内に法的手段（支払督促）をとることについては、時効期間が短縮されてしまうデメリットもある。</p>	<p>所管室課</p>
<p>37 分割払いに応じる場合の対応（高等学校授業料債権）</p> <p>(1) 債務者である生徒又は連帯保証人である保護者から、分割払いの申出があった場合は、債務者及び保護者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の処分（地方自治法施行令第171条の6）の要件（同条第1項第1号ないし第5号のいずれか）を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同処分の手続をとることにより分割払いに応じることが望ましい。</p> <p>(2) 実務的には、各高校の事務室の担当者は、未収授業料については分割払いに応じる場合には、分割払額を記載した納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じている。</p> <p>しかし、このような債務者と保護者のみが一方的に押印したのみの納付誓約書は、履行延期の処分の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされているとはいえない。</p>	<p>履行延期の特約の検討にあたっては、現に滞納している債務者（生徒、保証人）の財産状況の把握が必要であるため、関係書類の提出など債務者による任意の協力が必要であるが、納付誓約書の提出状況において苦慮していることから、当該債務者の生活状況や財産状況の詳細を把握するにあたって、債務者の協力を得ることは困難である。</p> <p>債務者の協力が得られる場合は履行延期の処分を行うが、履行延期の手続きを求めることで分割納付の連絡すること自体をためらい、債権回収が進まなくなることも想定される。</p> <p>現行の納付誓約書の手続きにより債権回収が行われている現状があることから、今後も効率的、効果的な方法により債権管</p>	<p>教育局財務課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>(3) なお、納付誓約書を提出させる方法により、県立高校が債務者から事実上分割払いに応じる方法が直ちに違法であるとまではいえない。</p> <p>しかし、当該方法には法的な根拠がないこと、期限の利益喪失による全額一括請求が可能であるか不明確であること、などの不都合があることから、分割払いに応じる場合は原則として履行延期の処分の方法によるべきであり、納付誓約書による分割払いは、履行延期の処分の方法によることができない特段の事情がある場合に限り許容されるというべきである。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P195)</p>	<p>理を行っていく。</p>	<p>所管室課</p>
<p>38 授業料未払いのまま卒業又は退学する者との間の履行延期の特約（高等学校授業料債権）</p> <p>監査人が実査した高校においては、上記のとおり、授業料未払いのまま卒業又は退学する者から納付誓約書を取得することができなかった事例が存在していることから、同種事案が他の学校においても一定数存在していると考えられる。</p> <p>しかし、当然であるが、高校の事務室の現場担当者が、既に卒業又は退学した者から、未収となった本件債権を回収することが難しいことは自明であるから、未納債務者が学校を離れる際に、債務の弁済について、履行延期の処分を行うことが望ましい。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P195)</p>	<p>債務者の協力が得られる場合は履行延期の処分を行うが、履行延期の手続きを求めることで分割納付の連絡すること自体をためらい、債権回収が進まなくなることも想定される。</p> <p>これまで、納付誓約書の提出により分割納付を受け、実際に回収が進んでいる例があることから、引き続き効果的・効率的な債権管理に努めていく。</p>	<p>教育局財務課</p>
<p>39 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項の活用（高等学校授業料債権）</p> <p>監査人が実査した高校においては、授業料の支払いも行わず、所在不明や連絡がとれなくなった状態にあるにも関わらず、修学年限を超えて在籍扱いになっており、未収金の金額が増え続けている事例が存在していたことから、このような事案が他の学校においても一定数存在していると考えられる。</p> <p>県立高校が、生徒の学習権を最大限尊重する観点から、安易な退学処分や出席停止処分を行うことが望ましくないことは当然であるが、債務者が所在不明であったり連絡がとれなくなるなど明らかに学校に在籍し続けることを希望しないような事情を看取することができる事例においては、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項を活用し、校長の判断により退学処分とすることも必要とされよう。</p> <p>(令和3年度包括外部監査結果報告書P196)</p>	<p>長期間に亘り所在の不明が明らかでない場合には、その間の授業料の免除が可能であることから、各学校において該当する事例がある場合には手続きを進めるよう令和4年8月末に指導した。</p> <p>また、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項を活用し、生徒を退学等に処することは、行政処分に当たり、本人への通知を要すると考えられる。現在、授業料が回収できない生徒は、所在不明や連絡が取れない状態であるため、退学等の行政処分を行う上での通知も公示送達の手続きを必要とするなど困難である。</p>	<p>教育局財務課</p>

監査の結果（意見的指摘事項の概要）	措置の内容	所管室課
<p>40 法的回収手続について（高等学校授業料債権）</p> <p>教育局へのヒアリングでは、授業料の支払いを行わない債務者に対しては、支払督促を活用しているとの回答であったが、監査人が実査した高校においては、滞納者に対して法的手続を取っている事例は存在せず、支払督促が学校現場において十分に活用できていない状況も見られた。</p> <p>しかし、長期にわたって授業料の支払いを行っていない者については、電話での連絡が取れなくなっていたり、郵送で送付した督促状が返送されてしまったりする事例も多いことから、県立高校の現場担当者は、遅滞なく支払督促の手続を含む法的手続に移行することが望ましい。</p> <p>（令和3年度包括外部監査結果報告書P196）</p>	<p>令和4年3月1日に授業料未納対策について、各学校の担当者を対象に説明会を開催し積極的な支払督促制度を活用や、支払督促に必要な手続等について改めて周知を図った。</p>	<p>教育局財務課</p>

（注） 「監査の結果(意見的指摘事項の概要)」欄について、意見的指摘事項の概要は、神奈川県教育委員会教育長からの通知の通りに記載している。